

衆議院 議院 運當委員會議録 第二十二号

平成九年十二月十一日(木曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 亀井 善之君

理事 大島 理森君

理事 逢沢 一郎君

理事 松下 忠洋君

理事 高木 義明君

理事 東中 光雄君

理事 江渡 聡徳君

理事 新藤 義孝君

理事 田野瀬良太郎君

理事 大口 善徳君

理事 斉藤 鉄夫君

理事 松崎 公昭君

理事 渡辺 周君

理事 小坂 憲次君

理事 武部 勤君

理事 御法川英文君

理事 井上 喜一君

理事 前原 誠司君

理事 小林 多門君

理事 菅 義偉君

理事 棚橋 泰文君

理事 佐々木洋平君

理事 城島 正光君

理事 川内 博史君

理事 畠山健治郎君

議長 伊藤宗一郎君

副議長 渡部 恒三君

参議院議長 中曾根弘文君

参議院議長 長谷 福丸君

参議院議長 事務 長谷 福丸君

委員の異動

十二月十一日

辞任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

補欠選任 中野 正志君

同日 菅 義偉君

国会法改正等に関する小委員長の報告

国会法等の一部を改正する法律案起草の件

衆議院規則の一部を改正する規則案起草の件

国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せに関する件

国会法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

本日の本会議の議事等に関する件

○亀井委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱に関する件についてであります。本日、新進党の小沢一郎君外四名から、橋本内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の小沢一郎君が行います。

討論につきましては、自由民主党の虎島和夫君から反対、新進党の石田幸四郎君、民主党の石橋大吉君、日本共産党の松本善明君、太陽党の前田武志君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

○亀井委員長 次に、国会法等の一部改正の件、衆議院規則の一部改正の件についてであります。

国会法改正等に関する小委員会の小委員長でありますから御報告いたします。

まず、国会法等の一部を改正する法律案についてであります。改正の第一は、衆議院における行政監視機能の充実及び強化を図るため、衆議院の常任委員会として、現在の決算委員会を改組して、新たに決算行政監視委員会を設置することであり、

第二は、各議院または各議院の委員会から、内閣または官公署に対し報告・記録の提出要求があった場合において、内閣または官公署がその要求に応じない場合、その理由を疎明しなければならぬこととする点に、その議院または委員会がその理由を承諾することができない場合には、その報告または記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができるとするものであります。

このほか、会計検査院に対する特定事項の検査の要請に関する規定を設けるとともに、衆議院事務局に調査局及び法制局に法制企画調整部を設置する等、所要の改正を行うこととしております。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案についてであります。その第一は、新たに設置される決算行政監視委員会について、その委員の員数を四十人とし、その所管事項として所要の事項を定めることとしております。

第二は、予備的調査の制度の新設についてであります。委員会は、審査または調査のため、調査局長または法制局長に対し、その審査または調査のために必要な予備的調査を行うよう命ずることができるとしております。また、四十人以上の議員は、委員会が予備的調査の命令を発するよう要請することができることとしております。

なお、以上の改正は、次の常会の召集の日から施行することとしております。

両案につきましては、国政の健全な発展に資するため、国会の行政監視機能を充実強化する必要があるとして、議院制度に関する協議会において議論を重ねてまいり、去る五日、国会法等改正小委員会において自由民主党、新進党、社会民主党・市民連合、太陽党の賛成多数で起草提出したものであります。

以上、御報告申し上げます。

なお、「国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ」について、お手元に配付の申し合わせを行うことについて協議されましたので、あわせて御報告させていただきます。

国会法等の一部を改正する法律案

衆議院規則の一部を改正する規則案

国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ(案)

(本号末尾に掲載)

○亀井委員長 それでは、御協議願います。

前原誠司君。

○前原委員 私は、民主党を代表しまして、議題となりました国会法等の一部改正案について、反対の立場から意見表明をさせていただきます。

そもそも民主党は、前国会並びに本国会に行政監視院法案を提出し、国会の行政監視機能を充実を他党に先駆けて強く求めてまいりました。

国会は国権の最高機関であり、議院内閣制のもと、国政全般に幅広い監視・監督権限を有することは憲法の要請であります。現実にも、薬害エイズ、住専、動燃、そして近日の金融破綻等、官僚主導の政策決定に対する国会の監視能力強化は急務であります。このため、幅広い御賛同をいた

本日の会議に付した案件

橋本内閣不信任決議案(小沢一郎君外四名提出)の取扱に関する件

第一類第十九号

議院運営委員會議録第二十号

平成九年十二月十一日

き成立を目指すために、与党とも協議を行い、柔軟な姿勢で協議に臨んでまいりました。

しかし、一定数の議員集団が調査の発議をするとの民主党案に対し、自民党はあくまで委員会発議、つまり、現状と変わらない与党主導の意思決定にこだわると、法案を根本的に骨抜きにしよとの態度に終始したため、協議は決裂し、行政監視院法案も廃案となりました。

この協議の過程で骨抜きにされたものが今回提出の法案であります。一見、一定の行政監視機能強化、つまり一歩前進のようにも見えますが、実態は現行の国政調査権ですら後退させかねない考え方を含む改悪法案であります。つまり、現行でも政府側がいろいろな理由をつけて質問に答えなという事態はあっても、国会みずからが国会議員の質問や調査の可否を多数決で審査するなどというおかしなことはありませぬ。国会議員は、委員会、質問主意書の提出などの手段でいかなる質問もすることが出来ます。当然、いかなる調査を独自に行おうが自由であります。

ところが、本法案では、内閣への報告・記録の提出要求はあくまで委員会の多数決、国会事務局への予備調査の命令すら原則委員会発議、四十人以上の議員で要請した場合でも委員会が適否を最終的に審査することとなっております。まさに、国権の最高機関である国会や国民の自託を受けた国会議員の権限にみずから縛りをかける内容です。

このような本法案が、あるべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少数派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

以上のような理由で、民主党は、本法案及び本法案に基づく運用に関する申合せに反対をし、国会に再提出いたしました行政監視院法案こそ本来あるべき行政監視のシステムであることを改めて表明して、意見表明を終わります。

○亀井委員長 東中光雄君。

○東中委員 私、日本共産党を代表して、国会法等の一部改正法律案、衆議院規則改正案の両案に対して、反対の意見を表明いたします。

国会法等一部改正法案並びに衆議院規則改正案は、我が党提案の行政監視院いわゆるオンブズマン法案や、民主党提案の行政監視院法案いわゆるGAO法案の対案として与党三党が提案をし、議会制度協議会で協議が行われてきたものであります。

国会における行政監視の機構と機能の強化を目的としているのでありますが、実際には機能や機構の真の強化にはつながらないものであり、国会法改正案及び衆議院規則改正案並びにそれに関する申し合わせは、いずれも反対であります。

その主な理由を申し上げます。  
第一に、決算委員会に行政監視の機能を付加したとしても国民の期待にこたえられる状態にはなりません。現に決算委員会での審議の状況は、数年の決算審議が滞っており、数年分をまとめて審議をするような状態であり、今、決算委員会の審議自体を充実することが必要であります。

第二には、新たに設置される衆議院調査局や衆議院法制局法制企画調整部の権限は極めて弱く、調査対象も狭められているからであります。すなわち、同時に改正される衆議院事務局法によって調査員の権限等が規定されていますが、調査局や法制企画調整部の調査に当たっては官公署への協力や付与されるということになっており、立入調査権も付与されておられません。そして、事実上、調査対象も官公署に限定してしまい、その他の関係機関、私たちがそういう提起をしておりますが、すなわち公益法人等々を調査対象とすることを事実上排除してしまっている。そういう点で、十分な行政監視の機能を発揮することはできないと思っております。

第三に、調査局や法制局の予備的調査の発動要件も重大な問題を含んでおります。予備的調査に

は、委員会での議決を経ての命令、または、四十人以上の議員の連名による要請を受けた委員会の命令によって発動されることになっております。この命令がなければ予備的調査は動かないことになっております。我が党は、協議の中で、せめて議案提案権の要件である二十人以上にすべきだということを中心として主張しましたが、明確な答えもなく四十人以上ということを決めたのであります。議員四十人の連名という高いハードルをそのままにしていたのでは大会派しかやれないということに結局、真の調査を進めるといことはできないことになってしまいます。仏つくって魂入れずということと、名前だけ調査ということであって、実際上は行政監視は機能しないという点で両案に反対であります。

○亀井委員長 それでは、まず、国会法等の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○亀井委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院規則の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規則案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○亀井委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せの件について採決いたします。本件は、お手元に配付の案のとおりとし、委員会の申し合わせとするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○亀井委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○亀井委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○亀井委員長 次に、参議院提出、国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者から提案理由の説明を聴取いたします。参議院議員中曾根弘文君。

国会法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○中曾根参議院議員 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、参議院の第一種常任委員会、すなわち、内閣委員会から建設委員会までの十三の委員会を基本政策別の十二の委員会に再編するとともに、参議院に新たに行政監視委員会を設置しようとするものでございます。

参議院におきましては、かねてから、二院制下における参議院のあり方に関する諸問題とその改善策について検討を進めてまいりましたところ、昨年十二月、斎藤議長長の諮問機関である参議院制度改革検討会から、委員会審査及び調査の充実等について報告がなされました。また、本年六月、時代の変化に対応した行政の監査のあり方について約二年間にわたる調査を重ねてきた参議院の行政機構及び行政監察に関する調査会から、行政監視等のための機関の設置についての提案を含む中間報告がなされました。

本案は、この中間報告を踏まえ、提案されたものでございます。以下、その内容を御説明申し上げます。

まず、第一種常任委員会の再編について申し上げます。

今日、国民のニーズは一層多様化し、国会は、複数の省庁間を横断した政策要求、あるいは省庁間のすき間に存在する問題を国民の生活実態に即して取り上げ、広い視野から審議を行うことが強く求められております。とりわけ参議院においては、衆議院とは切り口の異なる審議を行うため、審議の中心である委員会の組織を見直す必要があるとの認識から、事実上、衆議院とはほぼ同様の編成となつて第一種常任委員会を「外交・防衛」「文教・科学」「国土・環境」のような十二の基本政策別の委員会に再編するものでございます。

なお、新たに設置する常任委員会の所管には、現在、常設的に設置されている特別委員会の目的の大部分を取り込むことといたしております。次に、行政監視委員会の新設について申し上げます。

この委員会は、参議院の行政監視機能を向上させるため、オンブズマンの機能を備えた行政監視のための委員会を、予算、決算、議院運営、懲罰の各委員会と並ぶ第二種常任委員会として設置するものでございます。具体的には、委員会みずから積極的に国政調査権を活用するとともに、調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等をも活用することとしております。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手がかりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行うことといたしております。

なお、附則において、本改正は次の常会の召集の日から施行することといたしております。以上が本案の趣旨及びその内容でございます。何とぞ御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○亀井委員長 これにて提案理由の説明は終わりますので、これを許します。東中光雄君。

○東中委員 参議院からの送付案件であります国会法の一部を改正する法律案について反対の意見を申し上げます。

我が党は、参議院において反対意見を既に表明しているところであります。

本改正案は、第一に、参議院改革を名目としていますが、参議院改革の推進と云うには全く値しないものであるということでありまして、

第二番目には、委員会再編は、現行の委員会ですえ案件を多く抱え十分な審議ができない、そういう委員会をさらに統合するものであつて、委員会の審議充実と逆行するものだからであります。

三番目は、行政監視委員会設置は、総務庁行政監察局が行つて行政監察等を活用することを中心としておりまして、調査権限の強化もなく、独自の調査体制も不十分なままでは特別の効果も期待できないのであります。

最後に、参議院改革で今急いで求められているのは、とらてん国会と言われるような状態を改めて、審議の充実を図ることだと考えるものであります。

以上の理由によりまして、本法案には反対であることを表明いたします。

○亀井委員長 国会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○亀井委員長 挙手多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○亀井委員長 次に、ただいま議決いたしました国会法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○亀井委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、動議により、橋本内閣不信任決議案を上程いたします。新進党の小沢一郎さんが趣旨弁明を行います。次いで本案に對しまして五人の方々からそれぞれ討論が行われますが、順序は印刷物のとおりでございます。次いで記名投票をもつて採決いたします。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会法等の一部改正案、衆議院規則の一部改正案及び参議院提出、国会法の一部改正案を緊急上程いたします。亀井委員長の趣旨弁明及び報告がございまして、採決は二回になります。一回目は国会法等の一部改正案及び衆議院規則の一部改正案で、民主党及び共産党が反対でございます。二回目は参議院提出、国会法の一部改正案で、共産党が反対でございます。

本日の議事は、以上でございます。

一、決議案の取扱いに関する件

橋本内閣不信任決議案(小沢一郎君外四名提出)

趣旨弁明	小沢 一郎君(新進)
討論通告	
賛成	虎島 和夫君(自民)
賛成	石田幸四郎君(新進)
賛成	石橋 大吉君(民主)
賛成	松本 善明君(共産)
賛成	前田 武志君(太陽)

採決(記名)

○亀井委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時二十分予鈴、午後一時三十分から開会いたします。

○亀井委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、明十二日金曜日午後二時から開会することといたします。

また、同日正午理事会、午後一時から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

国会法等の一部を改正する法律案

国会法等の一部を改正する法律案

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の第一条(国会法)を改正する。

第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 決算行政監視委員会

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならぬ。

第一百五号 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行き、その結果を報告するよう求めることができる。

(会計検査院法の一部改正)  
第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十号に次の一項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百五号の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(議院事務局法の一部改正)

第二条 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の七条を加える。

第十五条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という)を置く。

- 一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会その他の管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に付随する事務
  - 二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に関する事務
- 第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆

議院調査局長」という。)、調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。)その他所要の職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第二項中「職員」とあるのは「職員(衆議院調査局の職員を含む。)」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務(衆議院調査局に係る事務を除く。)」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に関する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

(議院法制局法の一部改正)

第三条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(国会職員法の一部改正)

第四条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左」を「次に」に改め、同条第一号中「常任委員会調査員の下に」並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員を加え、同条第五号中「除く外」を除くほか「に改める。

第二十条の二から第二十二号までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。

第三十五条中「部長の下に」並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長を加え、「当る」を「当たる」に改める。

理由

衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院規則の一部を改正する規則案  
衆議院規則の一部を改正する規則案

第五十六条の次に次の三条を加える。

第五十六条の二 委員会は、審査又は調査のため、事務局の調査局長(第八十六条の二第一項において「調査局長」という。)又は法制局長に対して、その審査又は調査のために必要な調査(以下「予備的調査」という。)を行い、その結果

を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。

第五十六条の三 四十人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を発するよう要請する書面を、議長に提出することができる。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適當の委員会に送付する。

委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を発するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的人権を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第五十六条の四 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行き、その結果を報告するよう求めることができる。

第八十六条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二 委員会が調査局長又は法制局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

第九十二条第五号「中」決算委員会を「決算行政監視委員会」に改め、同条第十八号「中」決算委員会を「決算行政監視委員会」に改め、同号に次のように加える。

- 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務庁が行う監察及び総務庁が監察に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
  - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
  - 9 1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項
- 第九十七条中「決算委員会」を「決算行政監視委員会」に、「分つ」を「分かつ」に改める。

附則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日から施行する。

理由

衆議院における行政監視の機能の充実及び強化を図るため、新たに設置される決算行政監視委員会の委員の員数及びその所管事項について定めるとともに、委員会が調査局長又は法制局長に対して予備的調査を命ずることができることとし、あわせて会計検査院に対する検査の要請手続について規定を設ける等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ（案）

国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ

国会法等の一部を改正する法律案等の起草に当たり、次の事項を確認し、申合せを行う。

一 四十人以上の議員が予備的調査に係る要請を行うときは、当該予備的調査に係る委員会を定めて要請することができるものとする。

二 前項の予備的調査に係る要請があった場合には、各委員会においては、本制度上の基本的人権に係る要件が恣意的に運用されることとならないよう十分配慮すること。なお、刑事訴追を受けている事件については、予備的調査を命ずることは見合わせる。

三 各委員会の命により調査局長等が予備的調査を行う場合において、調査局長等が行った調査協力要請を官公署が拒否したときは、当該委員会は、官公署に対し、調査協力要請に応じることができない理由を述べさせることができるものとすること。

四 各委員会が有する国政調査機能の十分な発揮とその活動の活性化に資するため、補佐機関である調査局等の着実な体制整備及び一体的かつ

効率的な運営を図るとともに、これらの職員の調査能力の向上に努めさせること。

五 複数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現行会計検査院法上行われている会計検査業務の円滑な遂行に支障を来さないよう、議院運営委員会において調整を図ること。

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号から第十二号までを次のように改める。

- 一 総務委員会
- 二 法務委員会
- 三 地方行政・警察委員会
- 四 外交・防衛委員会
- 五 財政・金融委員会
- 六 文教・科学委員会
- 七 国民福祉委員会
- 八 労働・社会政策委員会
- 九 農林水産委員会
- 十 経済・産業委員会
- 十一 交通・情報通信委員会
- 十二 国土・環境委員会
- 第四十一条第三項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 十五 行政監視委員会

附則

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

理由

参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成九年十二月十六日印刷

平成九年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B